



就任記者会見を行う与謝野新大臣 (2月17日)



年度末金融の円滑化に関する意見交換会で  
挨拶する与謝野新大臣 (2月24日)

## 目次

<b>【談話・講演等】</b> .....	2
<b>【特集】</b>	
○ 第5回国際コンファレンスの開催について (決済システムの強化を考えるーアジアにおける 決済の円滑化と資金循環の活発化ー) .....	3
<b>【トピックス】</b>	
○ 「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告) (案)」の公表について .....	6
○ 平成20年9月期における不良債権の状況等について .....	7
○ 中小企業金融に関する意見交換会の結果について .....	8
○ 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ) の追加について .....	9
○ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について .....	10
○ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について .....	14
○ 「コンプライアンス WAN」の利用開始について .....	14
<b>【法令解説等】</b>	
○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について .....	16
<b>【金融ここが聞きたい!】</b> .....	18
<b>【お知らせ】</b> .....	20
<b>【2月の主な報道発表】</b> .....	28

## 【談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。

### ● 所信表明等

- ・ [衆議院財務金融委員会における中川財務・金融担当大臣の所信表明（平成 21 年 2 月 12 日）](#)
- ・ [衆議院財務金融委員会における与謝野財務・金融担当・経済財政担当大臣の発言要旨（平成 21 年 2 月 19 日）](#)
- ・ [参議院財政金融委員会における与謝野財務・金融担当・経済財政担当大臣の発言要旨（平成 21 年 2 月 24 日）](#)

### ● 講演等

- ・ [佐藤金融庁長官講演「グローバル金融危機と 1990 年代日本の経験」（平成 21 年 1 月 28 日・日本証券投資顧問業協会主催研修会）](#) 資料
- ・ [谷本金融担当副大臣挨拶「財務局長会議」（平成 21 年 1 月 29 日）](#)
- ・ [宇野金融担当大臣政務官挨拶「財務局長会議」（平成 21 年 1 月 29 日）](#)
- ・ [佐藤金融庁長官講演「今回の金融危機をどう見るか」（平成 21 年 1 月 30 日・アジア金融フォーラム in 沖縄）](#)（英文）

## 【特集】

### 第5回国際コンファレンスの開催について

#### 決済システムの強化を考える

##### —アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化—

金融庁金融研究研修センターでは、金融をめぐる実践的なテーマについて産学官の国際コンファレンスを開催しています。第5回目の今回は、「決済システムの強化を考える—アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化—」をテーマとして、アジア開発銀行研究所及び慶應義塾大学グローバル COE との共催により、2月10日に開催しました。国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、金融機関、在京各国大使館関係者など、約220名の参加がありました。

決済システムは、金融・資本市場を支える重要な社会的基盤の一つであり、時代の変化に対応してその安全性・効率性・利便性の向上を図ることが重要です。近年、情報通信技術を背景に、我が国をはじめとする様々な国々で、電子マネー等の新しい決済ビジネスが成長しています。また、資金決済システムの分野では、海外との連携強化を図る観点から、国際標準化や顧客のニーズへの対応といった動きも進み始めています。

本コンファレンスは、今般の金融危機の中、アジアの資金循環の活発化のために、今後アジアの決済制度はどうあるべきか、またそれを支える決済システムの現状と将来について、単なる制度設計のみならず決済ビジネス技術といった多方面からも検討を行いました。



#### セッション I : アジアにおける資金フローの現状と決済システムの関連性

セッション I では、インドネシア、マレーシア、タイ及びフィリピンの出席者により決済システムと最近のリテール決済の動向について報告がなされ、各国ともリテールの分野で e バンキングや電子決済が利用され始めており、政府の施策や銀行業の発展、地理的状況を反映して、インターネット、ATM ネットワーク、携帯電話と媒介するツールは国ごとで違うものの、そうした決済方法の普及の結果、中小企業金融のコストや利便性は向上していることが紹介されました。もっとも、利用状況は国によって区々であり、全体的には中小企業金融では新しい決済サービスをまだ十分に活用できていないとの認識が示されました。

その後、4か国の報告に対するコメントが中国とインドの参加者により行われ、電子的な支払の普及により現金取引が減少していること、決済サービスの発展が中小企業金融のコストを削減し利便性を高めていることが各国に共通する点として挙げられました。一方で、アジアには、銀行口座を有さず、銀行サービスにアクセスできない消費者がまだ存在することも指摘され、そうした人々が銀行サービスを享受できるようにすることが、国内需要を創出し、経済成長を促進することになるとの認識が示されました。また、

電子決済やモバイル・バンキングが更に発展するためには、利用者及び銀行業に従事する人の情報リテラシーの向上が必要との指摘もなされました。なお、決済システムと資金フローとの関係を考える上で、決済についての的確なデータの収集が必要であるとのコメントがなされました。



### セッションⅡ：アジア域内における決済システムの現状と強化に向けた取組み

セッションⅡでは、民間事業者から新しい決済サービスについての最近の動向が説明されるとともに、金融庁及び日本銀行から決済システムの強化に向けた取組みについて報告がありました。すなわち、民間事業者からは、銀行によるリスク削減や流動性管理、ファイナンス等と組み合わせた新しいサービスの提供が紹介されたほか、電子記録債権法に基づく既存の手形に変わる決済手段を用いた中小企業金融ビジネスの動きが紹介されました。また、金融庁からは、我が国における近年の資金決済システムの強化に向けた制度整備の取組みが報告されたほか、日本銀行からは、決済システムの安全性・効率性に向けた取組みや、決済システム間の相互依存性の高まりへの対応等が報告されました。

これを受けて、韓国の出席者からは、為替取引に関する規制に関連し、韓国では投資会社を送金業を行うことを可能とする法律が最近施行されたことが報告されたほか、香港の出席者からは、アジアにおける資金循環を活発化するために、アジアの資金フローを地域化（“localization of funds flow in the region”）することが重要であるとして、韓国やマレーシア等との間で進められている決済システムの連携の仕組みについて紹介されました。

### セッションⅢ：総括

セッションⅢでは、まず、財務省から、日本の地域金融協力のこれまでの取組みについて報告があり、アジア金融危機以降アジア経済が順調に成長を遂げ、キャッシュフローも増加し、地域内のつながりも一層深化しつつある現状の中で、ASEAN+3（東南アジア諸国連合及び日中韓）の枠組みの下、チェンマイ・イニシアティブ（CMI）等の地域金融協力を推進しているとの紹介があり、今般の金融危機でその重要性は増していると説明がなされました。

その後、吉野直行金融庁金融研究研修センター長（慶應義塾大学経済学部教授）から、これまでのセッションについて総括する以下の報告がありました。

- ① 資金決済システムは、決済業務を行う主体が既存の金融機関以外に拡大し、さらにツールの拡大により、中小企業等小口ユーザーも簡単にアクセスできるようになり、利便性が高まっている。
- ② 決済システムの効率性を高め、コストを低くするためには、競争が必要。ただし、競争・効率性と安全性のバランスを確保する必要があり、決済システムの安全性を確保するために規制・監督が必要。
- ③ アジアにおけるネットワークの構築は、制度や決済システムの発展状況の違い、会計制度や技術の違いという課題があるものの、アジアの貯蓄をアジア内で循環することにつながると考えられる。



その後、総括を踏まえて行われたパネルディスカッションでは、まず、今般の金融危機の決済システムへの影響について議論があり、アジアに限らず米国においても決済システムの安定に問題が生じなかったことは評価できるが、望ましい決済システムはその国の経済の発展状況に依り、決済システムに関する課題も、規制・監督の面も含めて国ごとに異なるとの指摘がありました。

さらに決済システムの発展に関しては、法的な課題としては、統一した決済法制を各国が採用するのは困難であること、決済システムの規制の度合いについては、安全性確保とイノベーションの促進との二つの課題がありアジア各国とも手探りの状態であるという指摘がなされました。

最後に、今後金融危機の影響が続く中で、アジア経済が世界経済に与える影響は大きく、アジア経済の継続的な安定が望ましいとの認識は一致していますが、アジアの決済システムのより一層の強化が、新しいアジア内の資金フローを生み出していくことにつながると考えられるとして締め括られました。

※ 本コンファレンスのプログラムについては、金融庁金融研究研修センターウェブサイトの[「国際コンファレンス「決済システムの強化を考える」の開催について」](#)にアクセスしてください。なお、資料及び結果概要については、コンファレンス終了後、金融庁金融研究研修センターのページに掲載する予定です。

## 【トピックス】

### 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」の 公表について

#### ○ 中間報告（案）の公表

企業会計審議会の企画調整部会では、平成 20 年 10 月より、我が国における国際会計基準（IFRS）の取扱いについて議論を行ってきました。そして、本年 1 月 28 日に開催された第 15 回企画調整部会における審議検討の結果、中間報告（案）を公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承され、中間報告（案）は 2 月 4 日に公表されました。意見募集期間は、4 月 6 日までとなっています。

#### ○ 検討の経緯

会計基準の国際的なコンバージェンス（収れん）の流れの中で、我が国においても、コンバージェンスの動きが加速化しており、関係者の懸命な努力によって、我が国の会計基準は、国際的にも IFRS と同等と認められているところです（EU における会計基準の同等性評価については、[アクセス FSA 第 74 号](#)を参照してください）。

しかしながら、IFRS を適用している国や適用に向けた動きが米国をはじめ EU 以外の諸国においても徐々に広がっており、今後、我が国を除く世界の主要な金融・資本市場において IFRS が用いられる可能性があります。こうした動きの中で、我が国として、財務諸表の比較可能性の一層の向上、我が国企業の国際競争力強化などの観点から、我が国企業に対して IFRS に基づく財務諸表の法定開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップ（工程表）を作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘が各方面からなされました。

こうしたことから、企業会計審議会・企画調整部会において、我が国会計関係者が中長期的な展望を共有した上で IFRS の取扱いを検討することとしたものです。なお、我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢には流動的な部分も多いことから、諸情勢を見極めた上で判断する必要があるとしています。

#### ○ 中間報告（案）の内容

##### (1) IFRS 適用に向けての諸課題

我が国における IFRS 適用のための円滑な実務の準備のためには、その将来展望が示されることが有意義であると考えられますが、一方で、実務の準備・対応をはじめとする以下のような諸課題への積極的な取組みが重要であるとしています。

- ① IFRS の内容
- ② IFRS を適用する場合の言語
- ③ IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保
- ④ IFRS に対する実務の対応、教育・訓練
- ⑤ IFRS の設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
- ⑥ XBRL の IFRS への対応

##### (2) 任意適用

中間報告（案）においては、IFRS の将来的な強制適用の展望を示し、IFRS 適用の前提となる課題に着実に取り組みつつ、任意で IFRS の適用を認めることが考えられるとしています。なお、今後、具体的なスケジュールを確定させるにあたっては欧米等の国際的な動向などの諸情勢を見極める必要があるとしています。

その上で、IFRS の任意適用については、例えば、2010 年 3 月期の年度財務諸表から、一定の上場企業の連結財務諸表に認めることが考えられるとされています。なお、任意適用の対象となる企業については、例えば、以下の条件のすべてを満たす上場企業が考えられるとされています。

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されていること
- ② IFRS による財務報告について適切な体制を整備していること
- ③ IFRS に基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示すること
- ④ 次のいずれかに該当すること  
(イ) 国際的な財務活動を行っている企業

(ロ) 市場において周知されている一定規模以上の企業

### (3) 将来的な強制適用の検討

中間報告(案)においては、我が国として将来を展望し、投資者に対する国際的に比較可能性の高い情報の提供、我が国金融資本市場の国際的競争力確保などの観点から、我が国においてもIFRSを一定範囲の我が国企業に強制適用とした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましいとしています。他方でIFRSの強制適用については、すべての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であることから、IFRSの前提となる諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当であるとされています。

その上で、IFRSの強制適用については、一つの目途として2012年に判断されるが、諸情勢やIFRSの任意適用の適用状況次第で前後することがあり得るとされています。また、仮に、IFRSへの移行が適当であると判断された場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間(少なくとも3年間)を確保した上で上場企業の連結財務諸表をIFRSに移行することが考えられるとしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「我が国における国際会計基準の取扱いについて\(中間報告\)\(案\)」の公表について\(平成21年2月4日\)](#)にアクセスしてください。

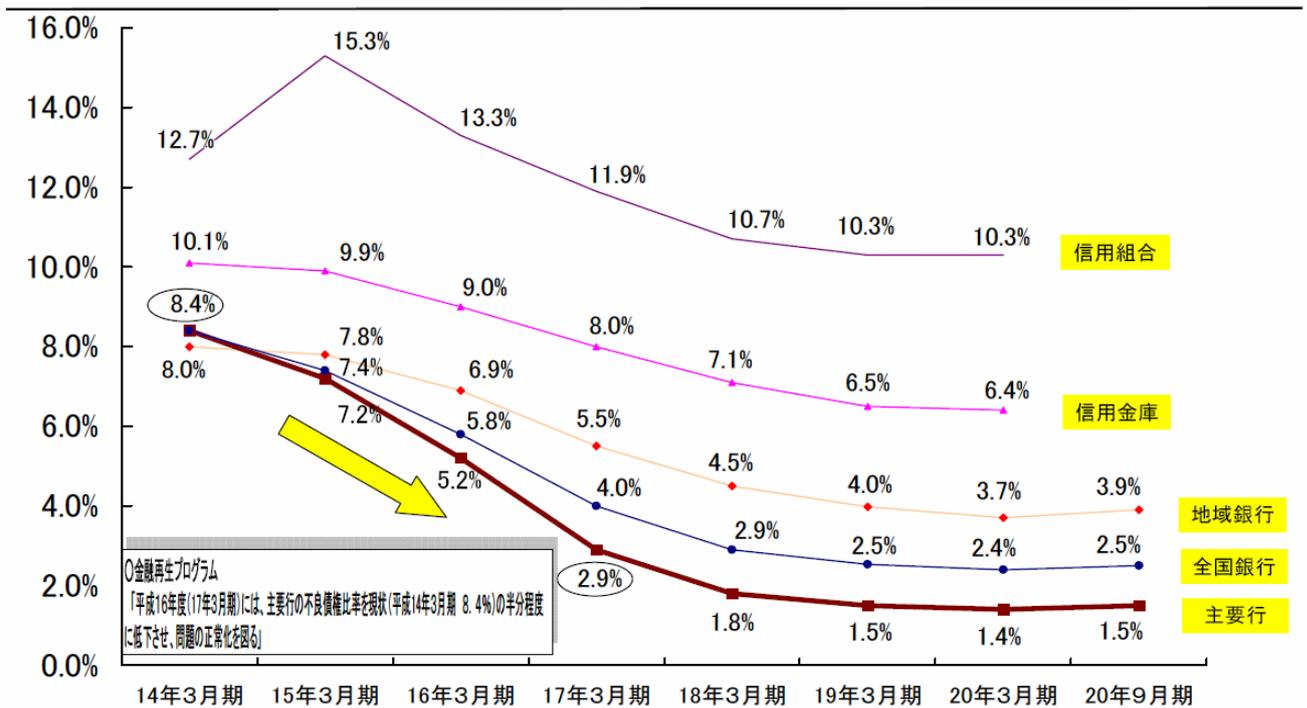
## 平成20年9月期における不良債権の状況等について

金融庁では、平成21年2月10日、平成20年9月期の不良債権の状況等について公表しました。以下、平成20年9月期の不良債権の状況等について説明します。

平成20年9月期の全国銀行の不良債権残高(金融再生法開示債権ベース)は12.3兆円であり、平成20年3月期の11.4兆円に比べ0.9兆円の増加となりました。不良債権残高の区分ごとの増減についてみると、「要管理債権」が減少(▲0.3兆円)する一方で、相対的にリスクの高い「危険債権」以下の債権が増加(+1.2兆円)しました。

不良債権比率についてみると、全国銀行ベースで2.5%となり、平成20年3月期と比べ0.1ポイントの微増となりました。

業態別不良債権比率の推移



※ 計数は金融再生法開示債権ベース。

平成 20 年 9 月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 1.3 兆円であり、前年同期（平成 19 年 9 月期）の 0.8 兆円と比べ 0.5 兆円の増加となりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から[不良債権の状況等について（20 年 9 月期（平成 21 年 2 月 10 日）](#)）にアクセスしてください。

## 中小企業金融に関する意見交換会の結果について

金融庁では、中小企業の業況や資金繰りの状況等をきめ細かく把握し、金融行政に活用することを目的として、昨年 10 月から本年 2 月にかけて、金融庁（財務局）と中小企業庁（経済産業局）とが合同で、全国 153 か所、全ての都道府県で、中小企業者約 1,000 社と、意見交換会を開催しました。

その中では、民間金融機関からの融資に関し、中小企業からは、「金融機関の融資姿勢が慎重になっている。」といったものや「金融機関は、借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断をして欲しい。」といった声が聞かれました。

また、新規借入に関する要望のみならず、既存融資の条件変更に関する要望が多く寄せられました。

なお、民間金融機関だけでなく、信用保証協会や政府系金融機関についても様々なご意見が聞かれました。

金融庁では、寄せられたご意見を金融行政の参考とさせていただくとともに、本意見交換会については、引き続き、年度末に向けて、中小企業庁と連携して開催していくつもりであり、今後とも中小企業金融の実態をきめ細かく把握することに努めていく予定です。

### 地域別参加企業者数一覧

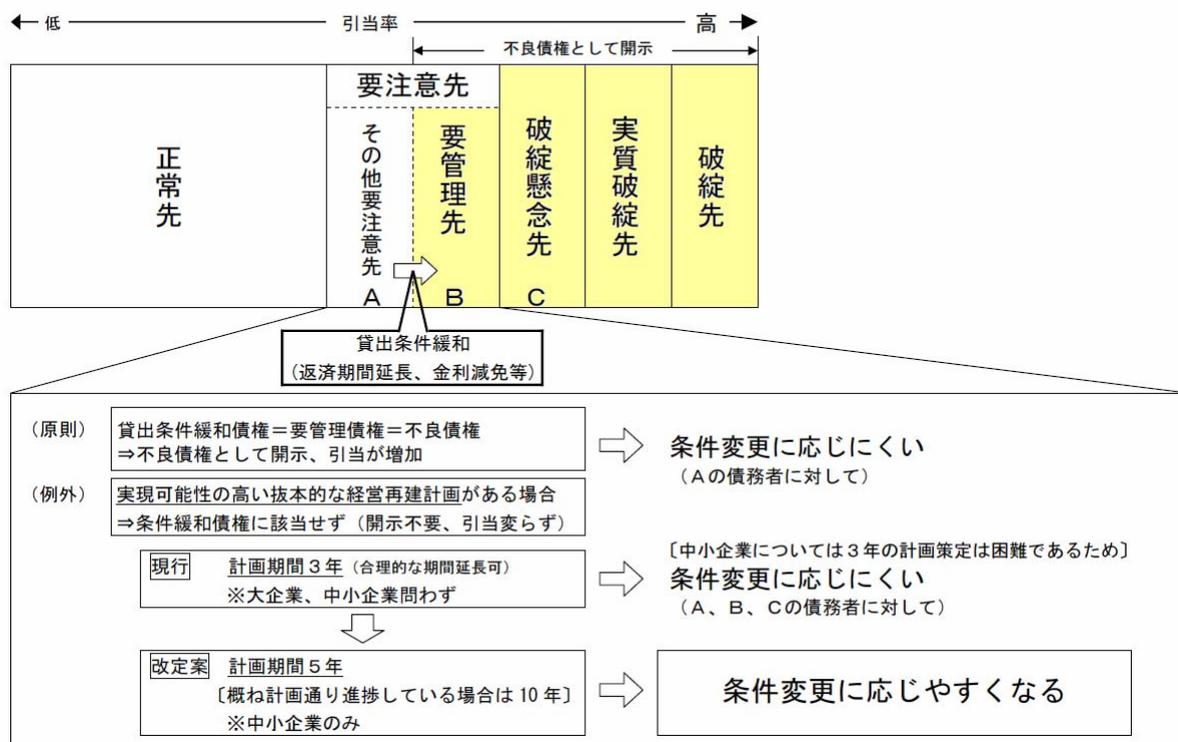
	開催数	製造業	卸売業	小売業	建設業	不動産業	運輸業	サービス・その他	合計
北海道	10	15	13	16	25	1	5	11	86
東北	19	17	9	17	17	0	7	14	81
関東	35	77	29	31	41	7	16	68	269
中部	15	33	7	19	12	1	4	16	92
近畿	26	59	15	50	32	4	12	48	220
中国	14	26	6	11	14	2	3	10	72
四国	9	12	2	11	11	3	2	8	49
九州	20	35	4	26	21	2	5	23	116
沖縄	5	2	2	1	5	0	0	9	19
合計	153	276	87	182	178	20	54	207	1004
構成率		27%	9%	18%	18%	2%	5%	21%	

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[中小企業金融の円滑化に関する意見交換会の結果について（平成 21 年 2 月 13 日）](#)にアクセスしてください。

## 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）の追加について

金融庁では、昨年 11 月 7 日、金融機関が中小企業向け融資の返済条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定・公表しました。

### ～貸出条件緩和債権の見直しについて～



本改定については、パブリックコメントを省略したこともあり、各金融団体における説明会の際等に多数の質問が寄せられました。

そこで、特に質問の多かった項目に関して、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に追加し公表しました。

主な質問は以下のとおりです。

- ・本措置が適用される期間について
- ・経営改善計画の取扱い等について
- ・貸倒引当金の算出に用いる予想損失率について

※ 具体的な内容については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の追加について（平成21年2月10日）](#)にアクセスしてください。

(参考)

- ・中小企業向け貸出条件緩和が円滑に行われるための措置（平成 20 年 11 月 7 日）について  
貸出条件の変更を行った中小企業向け融資が、貸出条件緩和債権（不良債権）に該当しないために必要とされる経営改善計画の期間を 3 年から 5 年（経営改善が概ね計画通りに進捗している場合には 10 年）に緩和する措置。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[アクセス FSA（第 72 号 平成 20 年 12 月 9 日発行）](#)にアクセスしてください。

## 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について

金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」といいます。）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。

平成20年10月1日から12月31日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。なお、今回の公表分とは別に、金融円滑化「大臣目安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがあります。

1. 平成20年10月1日から12月31日までの間に、15,093件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成21年1月30日）](#)をご参照ください。）が寄せられています。1日当たりの受付件数は平均229件となっており、20年7月1日から9月30日までの間の実績（201件）と比べ増加し、相談室開設以来最高の受付件数となっています。これは、中小企業の業況感が全般的に厳しさを増していること、株式市況等が大幅に変動していること等が影響していると考えられます。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが4,612件（31%）、保険商品等に関するものが3,077件（20%）、投資商品等に関するものが5,219件（35%）、貸金等に関するものが1,909件（13%）、金融行政一般・その他が276件（2%）となっています。
3. 分野別の特徴等としては、
  - (1) 預金・融資等については、中小企業の業況感が全般的に厳しさを増していることもあり、いわゆる貸し渋り・貸し剥がし、金融の円滑化等の融資業務に関するものについての相談等が大幅に増加しています。
  - (2) 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
  - (3) 投資商品等については、株式市況等が大幅に変動していることもあり、株式市況等に関する意見など行政に対する要望等が大幅に増加しています。
  - (4) 貸金等については、個別取引・契約の結果に関するもの、一般的な照会・質問に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
4. なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

  - ① 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
  - ② 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
  - ③ 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
  - ④ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
  - ⑤ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
  - ⑥ 保険会社等の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの
  - ⑦ 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、不告知の教唆、無断契約、保険料の立替等）に関するもの
  - ⑧ 損害保険会社の火災保険の保険料過徴収に関するもの
  - ⑨ いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
  - ⑩ 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
  - ⑪ 証券会社の高齢者に対する勧誘に関するもの
  - ⑫ 金融商品取引業者の不適正な行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない等）に関するもの
  - ⑬ 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒否等）に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 45 口座の情報提供を行っています。

さらに、平成 20 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ① 監督において行った 268 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ② 金融庁が着手した 16 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談事例等は、以下のとおりです。

□ **預金・融資等**

○ **融資に関する相談等**

- ・ 金融機関が中小企業向け融資の条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充したと聞きましたが、どのようなものですか。

□ **保険商品等**

○ **保険加入に関する相談等**

- ・ 日本に支店等を設けていない外国保険業者と保険契約を締結したいのですが、何か規制はありますか。

□ **投資商品等**

○ **金融商品取引業の登録に関する相談等**

- ・ 取引がある金融商品取引業者の登録を確認するため、金融商品取引業者登録一覧を見ていますが、第一種金融商品取引業の登録を受ければ、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業に該当する業務を無条件で行えると考えていいのでしょうか。

□ **貸金等**

○ **完済後の書面交付に関する相談等**

- ・ 貸金業者から借入れをしていましたが先月完済しました。業者から完済した証明書等が発行されると思っていましたが、いっこうに発行されないので問い合わせたところ、証明書の発行義務はないと言われました。本当でしょうか。

\* その他、金融庁のウェブサイト（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

## 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 (平成20年10月1日～12月31日)

### 1. 類型別受付件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
質 問 ・ 相 談	11,923	79.0
意 見 ・ 要 望	2,345	15.5
情 報 提 供	734	4.9
そ の 他	91	0.6
合 計	15,093	100.0

### 2. 受付方法別件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
電 話	13,084	86.7
ウ ェ ブ サ イ ト	1,105	7.3
フ ァ ッ ク ス	236	1.6
手 紙	396	2.6
そ の 他	272	1.8
合 計	15,093	100.0

### 3. 分野別受付件数

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
預 金 ・ 融 資 等	4,612	30.6
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	3,077	20.4
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	5,219	34.6
貸 金 等	1,909	12.6
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	276	1.8
合 計	15,093	100.0

#### 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

##### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	32	0.7	42	0.9	25	0.5	99	2.1
個別取引・契約の結果	335	7.3	949	20.6	166	3.6	1,450	31.4
金融円滑化ホットライン	6	0.1	202	4.4	5	0.1	213	4.6
不適正な行為	33	0.7	287	6.2	28	0.6	348	7.5
貸し渋り・貸し剥がし	2	0.0	203	4.4	0	0.0	205	4.4
金融機関の態勢・各種事務手続	237	5.1	119	2.6	207	4.5	563	12.2
一般的な照会・質問	698	15.1	242	5.2	375	8.1	1,315	28.5
行政に対する要望等	12	0.3	67	1.5	96	2.1	175	3.8
その他	18	0.4	228	4.9	416	9.0	662	14.4
口座の不正利用	2	0.0	1	0.0	5	0.1	8	0.2
合 計	1,365	29.6	1,934	41.9	1,313	28.5	4,612	100.0

##### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	212	6.9	58	1.9	75	2.4	345	11.2
個別取引・契約の結果	266	8.6	858	27.9	103	3.3	1,227	39.9
不適正な行為	107	3.5	71	2.3	27	0.9	205	6.7
金融機関の態勢・各種事務手続	210	6.8	296	9.6	70	2.3	576	18.7
一般的な照会・質問	144	4.7	73	2.4	158	5.1	375	12.2
行政に対する要望等	17	0.6	39	1.3	49	1.6	105	3.4
その他	50	1.6	111	3.6	83	2.7	244	7.9
合 計	1,006	32.7	1,506	48.9	565	18.4	3,077	100.0

##### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		市場関係		登録詐称・ 無登録業者		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	96	1.8	0	0.0	0	0.0	49	0.9	145	2.8
個別取引・契約の結果	283	5.4	7	0.1	17	0.3	235	4.5	542	10.4
不適正な行為	81	1.6	14	0.3	235	4.5	142	2.7	472	9.0
口座の不正利用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
業者の態勢・各種事務手続	449	8.6	0	0.0	1	0.0	152	2.9	602	11.5
一般的な照会・質問	221	4.2	23	0.4	133	2.5	1,403	26.9	1,780	34.1
行政に対する要望等	58	1.1	611	11.7	21	0.4	727	13.9	1,417	27.2
その他	17	0.3	74	1.4	2	0.0	168	3.2	261	5.0
合 計	1,205	23.1	729	14.0	409	7.8	2,876	55.1	5,219	100.0

##### ○貸金等

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
個別取引・契約における顧客説明	5	0.3
個別取引・契約の結果	692	36.2
契約・貸出拒否	13	0.7
貸出債権回収	192	10.1
不適正な行為	217	11.4
口座の不正利用	10	0.5
業者の態勢・各種事務手続	126	6.6
一般的な照会・質問	691	36.2
行政に対する要望等	54	2.8
その他	124	6.5
合 計	1,909	100.0

##### ○金融行政一般・その他

(単位:件、%)

区 分	件数	比率
一般的な照会・質問	86	31.2
行政に対する要望等	65	23.6
その他	125	45.3
合 計	276	100.0

## 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、昨年12月31日までに、金融庁及び全国の財務局等において、21,617件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、昨年12月31日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、11,500件の利用停止、8,243件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について（平成21年1月30日）](#)にアクセスしてください。

### 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

	情報提供件数		金融機関の対応			
	期中	累計	強制解約等	利用停止	調査中	その他
			累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)
平成20年6月末 (増減は平成20年4月～6月)	1,309	18,962	7,427 (420)	9,849 (712)	373 (9)	1,313 (168)
平成20年9月末 (増減は平成20年7月～9月)	1,278	20,240	7,848 (421)	10,644 (795)	357 (▲16)	1,391 (78)
平成20年12月末 (増減は平成20年10月～12月)	1,377	21,617	8,243 (395)	11,500 (856)	397 (40)	1,477 (86)
主要行	641	14,968	6,407 (221)	7,514 (349)	240 (56)	807 (15)
地方銀行・第二地方銀行	229	2,761	1,051 (63)	1,368 (146)	87 (▲16)	255 (36)
信用金庫・信用組合	62	837	398 (16)	308 (26)	64 (2)	67 (18)
その他金融機関	445	3,051	387 (95)	2,310 (335)	6 (▲2)	348 (17)

- \* 調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務(支)局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの(一部、金融庁において受け付けた情報を含む)を累計ベースでカウント。
- \* 増減は、前四半期末に比した数。
- \* その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。
- \* 主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。
- \* 埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。
- \* その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)及び労金等。

## 「コンプライアンスWAN」の利用開始について

証券取引等監視委員会及び財務(支)局の監視官部門(以下、「証券監視委・財務局等」といいます。)では、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取して、日常的な市場監視(取引審査)を行っています。

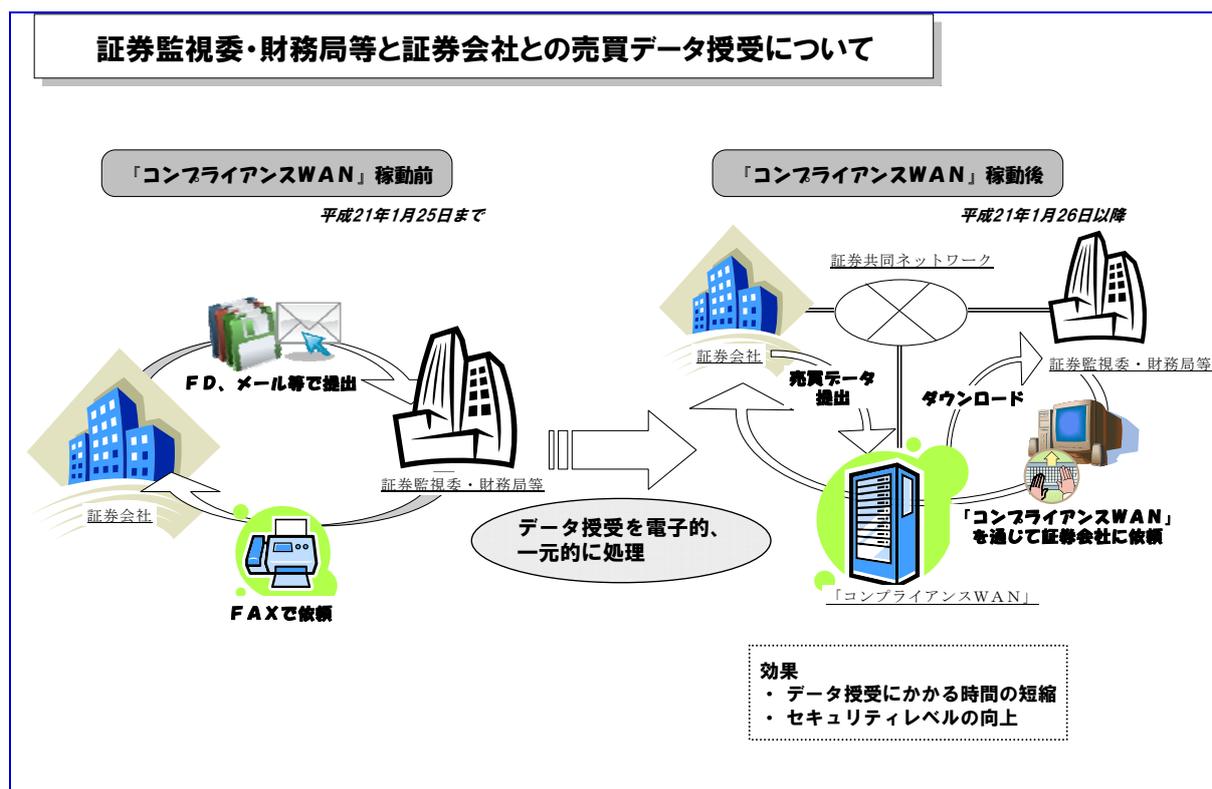
これまで、取引審査に係る証券会社との売買データの授受については、必要な売買データの提出依頼を証券監視委・財務局等からFAX等で行い、証券会社からは電子メールのほか、フロッピーディスクや書類の郵送等により売買データが提出されていました。しかしながら、こうした提出方法については、証券

会社から、個人情報の漏洩リスクがある、発送手続に係る諸作業の事務負担が増大している、などの意見が多数寄せられていたところであり、また、証券監視委・財務局等においても、提出された売買データの受領事務やフロッピーディスク等の返送事務が増大していました。

このような状況の中で、平成 18 年 3 月に金融庁監督局に設置された「[証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会](#)」の論点整理（平成 18 年 6 月）においては、「不公正取引に関する市場関係者（当局を含む）の情報交換を迅速かつ円滑に行うための電子データの様式の見直しや WAN の構築等について検討を進める観点から、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討を行っていくことが必要」とされ、これを踏まえて証券業協会及び証券取引所を中心に具体的な検討が進められた結果、まず、それまで取引所ごとに異なっていた売買データの提出様式が平成 20 年 4 月 1 日より統一されました。また、平成 21 年 1 月 26 日からは新システム「コンプライアンス WAN」が稼働し、同日より証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用を開始しています（平成 21 年 4 月からは全国の証券会社と全国の取引所、証券業協会が利用開始予定です。）。

この新システム「コンプライアンス WAN」は、全国の証券会社と全国の取引所、証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的、一元的に処理するシステムです。従来、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受の際の個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
- ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
- ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減が見込まれる、などといったメリットがあります。



証券取引等監視委員会は、平成 19 年 9 月 5 日に公表した今後の取組み方針「[公正な市場の確立に向けて ～『市場の番人』としての今後の取組み～](#)」において「自主規制機関などとの連携」を重点施策として掲げていますが、今般の「コンプライアンス WAN」の利用はその取組み方針に沿ったものともなっています。

今後も、証券取引等監視委員会は、その使命である「市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護」に向けて、自主規制機関などとも連携しながら実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会のウェブサイト「[コンプライアンスWAN](#)」の利用開始について（平成 21 年 1 月 26 日）にアクセスしてください。

## 【法令解説等】

### 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁では、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」について、平成20年11月14日から平成20年12月15日にかけて広く意見の募集を行い、平成21年1月30日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

#### 1. ファイアーウォール規制の見直し関係

##### (1) 利益相反管理体制の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月13日公布）及び関連政令・内閣府令によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、証券会社等に対して利益相反管理体制の整備が義務付けられることを受け、親子法人等との非公開情報の授受の範囲拡大を踏まえた経営管理やレピュテーション・リスクが顕在化するおそれにも留意した経営管理を行うことが望ましいこと、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は必ずしも同一である必要はないと考えられることといった基本的な考え方のほか、以下のような監督上の留意点を定めました。

- ① 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備に関して、当該取引の事前特定・類型化や、業務の内容・特性・規模等の適切な反映が行われているか。
- ② 特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。
- ③ 必要事項が記載された利益相反管理方針を作成し、かつ、必要事項を記載した概要が適切に公表されているか。
- ④ 業務運営手続等についての役職員への周知徹底等が行われるとともに、利益相反管理統括者等による一元的な管理、その独立性の確保及び必要な情報の集約等が行われ、かつ、利益相反管理に係る人的構成・業務運営体制が定期的に検証されているか。

※ 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「金融コングロマリット監督指針」の各指針についても上記と同様に一部改正を行いました。

##### (2) 親子法人等との非公開情報の授受

- ① 法人顧客に対するオプトアウト機会の付与の適切性について、以下のような留意点を定めました。
  - ・ 必要事項を、個別に、書面等により通知しているか。通知内容に軽微な変更があった場合等にも、最新情報の常時掲載等や適切な説明等を通じて、必要な情報を入手できるようにしているか。長期契約の場合など、概ね1年以上にわたり通知を行っていない場合は、改めて通知を行っているか。
  - ・ オプトアウト機会の通知から、親子法人等との非公開情報の授受の開始までの間に、必要な期間を確保しているか。
  - ・ 個別通知と併せて必要な情報を常時掲載するほか、オプトアウト機会が常時付与されていることを明確にしているか。
  - ・ オプトアウト機会を付与しない法人顧客（※オプトインをした場合のみ非公開情報の授受を行う取り扱いとする法人顧客）がある場合は、オプトアウト機会を付与する（しない）法人顧客の属性の情報が開示されているか。
- ② 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項として、以下のような点を定めました。
  - ・ 親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が特定されているか。
  - ・ 非公開情報について、十分な情報システム管理がされているか。
  - ・ 非公開情報の管理責任者による一元的な管理体制が整備されているか。非共有情報（※オプトアウトした法人顧客・オプトインしていない顧客に係る非公開情報）は、他の非公開情報と分離して管理されているか。非公開情報・非共有情報の管理状況が、定期的に検証されているか。
  - ・ 内部管理部門と営業部門等との間の兼務禁止を含め、非公開情報の管理責任者等が営業部門等

- に十分な牽制機能を発揮できる措置を講じているか。
- ・ 非公開情報の取扱い手続等が書面等で明確化され、研修等により周知徹底されているか。
  - ・ 営業部門等職員について、一の法人が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできず、かつ、アクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客へ当該非共有情報を用いて勧誘を行わない措置が講じられているか。
- ③ 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受に係る留意事項として、以下のような点を定めました。
- ・ 内部管理部門等と営業部門等との間の兼務禁止を含め、内部管理部門等から非公開情報が漏洩しない措置が講じられているか。
  - ・ 役員等が経営管理・内部管理のために非共有情報の提供を受ける場合は、目的外利用の禁止等の措置が講じられているか。
- ④ 親子法人等との間で兼職を行う際の誤認防止措置に係る留意事項として、以下のような点を定めました。
- ・ 同一の店舗内で取扱うサービスの範囲及びその提供主体である法人名が掲示されているか。
  - ・ 営業を行う職員が、顧客に対して兼職の範囲を明示するとともに、契約締結時に、顧客がその契約主体を認識できるよう、書面等による確認の機会が設けられているか。

### (3) 親子法人等が発行する株券の引受け

証券会社等が、その親子法人等が発行する株券の引受けの主幹事会社となる場合に、当該株券の発行価格の決定に関与する独立引受幹事会社について、引受業務の経験・実績に関する事項を定めました。

## 2. その他

最近の金融・資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下のような改正を行いました。

- ① デリバティブ取引等に関し、勧誘・説明態勢についての着眼点を追加しました。
- ② 第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢についての着眼点を明確化しました。
- ③ 純資産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象ではない第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者について、業務の継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について定めました。
- ④ 投資法人について、吸収合併を行う場合の合併交付金の取扱いに係る留意事項や、フォワード・コミットメントを行う場合における留意点を定めました。
- ⑤ 適格機関投資家等特例業者等のリストの作成・公表及び更新等に係る事項を定めました。

## 3. 適用時期

改正された監督指針のうち、ファイアーウォール規制の見直し関係については平成 21 年 6 月 1 日より適用されます。その他については平成 21 年 1 月 30 日より適用しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（平成 21 年 1 月 30 日）](#)にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

### 【大臣冒頭発言】

本日9時過ぎに、麻生総理より総理大臣官邸で財務大臣及び金融担当大臣を命ぜられました。併せて3つの担当分野ということでございますので、予算、法律等国会のご承認を得るべく全力で職責に取り組みたいと思っております。こういう経済状況でございますから、私に与えられた使命はいかにしてこの経済危機に立ち向かうのか、また日本一国だけではなく、やはり世界と協調した中で世界の経済のことも日本は心配しながら、国際協調に努めていくということが大事であろうと思っております。従いまして、財政・金融、また今後の経済対策等万般にわたりまして国民の皆様方のご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**Q：3つの兼務というのは極めて重責かつバランスのととり方も難しいと思うんですが、この戦後最大の経済危機を乗り切るために、まず具体的にどのような政策分野に力点を置かれるかお願いいたします。**

A. 結局こういう状況になりまして、政策の体系としてはやはりクレジット・フローと申しますか、いわゆる金融全体が円滑にどう動いていくかという1つのカテゴリー、それからもう1つはやはり総需要対策と申しますか、需要を喚起するためには一体どうすればいいのかという、金融と需要と2つの側面があると思っております。政府としては平成20年度の第1次補正予算、第2次補正予算、また平成21年度の当初予算の中で、十分な対策を取ったというふうに思っておりますけれども、昨日のQEの発表等で経済の落ち込みというもの我々の常識を超え、予想を超えているものでありまして、これに対して国民がどういう反応をされるのかと、そこが一番大きなポイントであろうと思っております。これから色々なご意見が経済界、学会、言論界から出てまいりますので、国民の動向と併せてそういうものをよく斟酌しながら、政府としては対処しなければならないと思っております。

**Q：金融担当大臣は2度目だと思うんですが、前回と今こういう危機の状態とどう違うのか、国際的な危機対策についてどう連携を図っていくのか教えてください。**

A. やはり金融担当大臣の守備範囲というのはやはり、銀行だけではなく生保、損保、その他金融関係の業界があるわけございまして、これはいずれの業界も諸外国のそれと見比べれば、比較すれば相対的には健全であるというふうに思っております。ただし実際にはやはり3月の決算期を迎える、また輸出が大幅に減ったことによって、大企業もまた中小企業も非常な受注減によって打撃を受けている。またその中で資金繰りもまた苦しくなっている。これは大中小問わずそういう現象が起きているわけですので、そういう資金の問題に対してどう金融庁が対処していくのかということが、恐らく金融庁の現時点での最大の課題であると思っております。

**【平成21年2月17日（火） 閣議後記者会見】**

**Q：先週も同じようなことを聞いて恐縮なんですが、またニューヨークで株価が下がりまして、下げ止まらない状況が続いているんですが、これについてのご所見と、日本の株価、これから始まりますが、それも連動するんじゃないかという心配もありますけれども、それについて何かありましたらお願いします。**

A. 今までの経験だと、ニューヨークの株価は写真相場と言われるぐらい日本の株価に影響するというところで、日本の株価にはマイナスの影響があることは予想されるわけですが、やはり株価が下がってくる影響というのは想像以上に大きい。特に、銀行が持っている資本、生保が運用している運用資産、そのほかにも色々、株を持っている方に対する逆資産効果とか、考えればいっぱいある。

これは、株の値段は市場で決まるということで、しょうがないことなんですけれども、あまり売り方が強くて買い方が誰も現れないという状況ですと、必要以上の影響を与えながら株価が下がっていくという現象は決して好ましくない。

私としては、財務省、金融庁、内閣府で、株価に対する一般的な対策というのはどうあるべきかというのをやるべきだ、ということは、先週の金曜日、事務方と話していたので、今日、株価の東京市場の様子を見て色々考えなきゃいけないことが出てくると思っています。

**【平成21年2月24日（火）閣議後記者会見】**

## 【お知らせ】

### ○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成20年10月16日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[金融円滑化「大臣目安箱」について](#)』（平成20年10月17日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

### ○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、『[金融円滑化ホットライン](#)』を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成20年4月4日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

<b>名 称：金融円滑化ホットライン</b>
<b>受付時間：平日10：00～16：00</b>
<b>電話番号：03-5251-7755</b>
<b>受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等</b>

#### ※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)』（平成20年6月17日）にアクセスしてください。

## ○ 中小企業の資金繰りを応援します！

### ～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめたパンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



### 中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄の財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小企業の皆さんへ



# 中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —

## 新たな融資を受けたい方々へ

緊急保証制度の対象業種の追加や、  
セーフティネット貸付の拡充等を行っています！

## 既存借入金の返済条件を変更したい方々へ

中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を  
変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。

## 詳しくはパンフレットを御覧下さい

### 【お問い合わせ先】

#### ○緊急保証やセーフティネット貸付について

中小企業庁 TEL 03-3501-6280  
または、最寄の経済産業局へ  
お問い合わせ下さい

#### ○条件緩和と債権の取扱いについて

金融庁 TEL 03-3506-6000  
または、最寄の財務局へ  
お問い合わせ下さい

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思えます。(下のパンフレットはウェブサイト上の『[中小企業の皆様へ（中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました）](#)』からも御覧いただけます。)

## 中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、  
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、銀行は不良債権になるからと書くと、返済条件の変更に応じしてくれないです…

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！  
金融機関とご相談下さい。

条件緩和(返済条件の変更)とは…  
- 返済期間の延長  
- 返済額の削減  
- 返済日の変更  
- 返済方法の変更  
などにより返済負担を軽減します。

改定前  
不良債権にならないためには…  
- 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するよう経営改善計画が必要で、  
- 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

改定内容  
中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。  
- 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長された。良化率、返済状況が良好な場合10年まで。  
- 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…  
- 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見込みがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。  
- 「計画」の進捗が滞っている、その原因を分析し、今後の改善が見込めるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…  
- 赤字で資金繰りが難しいので、金利は払いたくありませんから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。  
- 3年以内に経営改善する必要があるため、5年後には経営改善する見込みがあります。  
- 5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…

これからは…  
1. 最近、資金繰りが難しいんですよ。元本返済もしばらく待ってもらえませんか。できれば、5年後には良化率と返済状況が改善する見込みがあります。  
2. 5年後には経営が改善するんですよ。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。  
3. でも、計画なんてどうやっていかならいいかわからないわ…  
4. そうであれば、例えば、- 経営の削減予定 - 売上の増加が予想される - 等のシナリオがあれば大丈夫です。  
5. えっ、自分で作らなくてもいいんですか。  
6. シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見込みを分析してまいります。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。  
7. お問い合わせ先、一緒に相談しましょう。

お問い合わせ先  
金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000  
各財務(支)局の理財部/検査総括課(中・高級の事務職員)または財務検査課  
北海道財務局 011-709-2311 中部財務局 082-221-9221  
東北財務局 022-263-1111 四国財務局 087-031-2131  
関東財務局 048-000-1111 九州財務局 098-353-6351  
北陸財務局 076-292-7860 福岡財務局 092-411-7281  
新潟財務局 052-953-2474 沖縄財務局 098-866-0094  
沖縄財務局 06-6949-6372

## ○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

### Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

### Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

#### ① 株主にとっては、

- i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
- ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
- iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

#### ② 発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、

- i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
- ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
- iii) 株券喪失登録手続を行う必要がなくなります。

#### ③ 証券会社にとっては、

- i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
- ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

### Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続が必要ですか？

- (1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。
- (2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

### Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
- (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
  - ① 相続を証する書面
  - ② 裁判の判決、和解調書など
  - ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

#### Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。  
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

#### Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。  
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

#### Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないとは言い切れません。

**金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。**

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

### ○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

#### ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

一昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

**無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。**

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

**なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。**

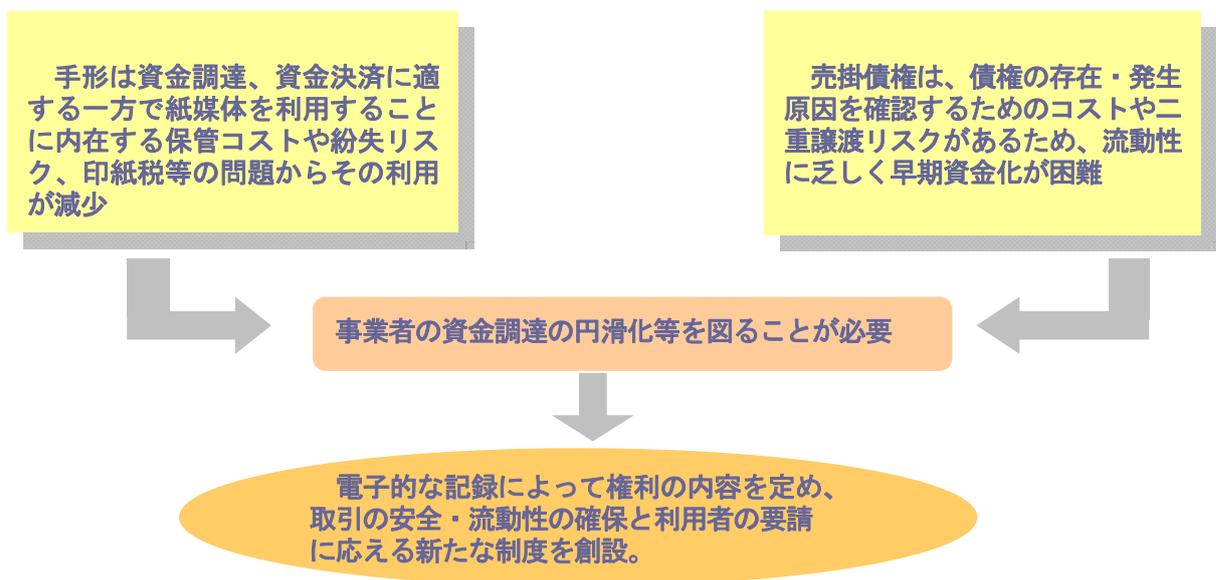
## ○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな種類の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されてきました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



## ○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)及び平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

## ○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

### 個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉など)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書の虚偽記載など)やファイナンス(架空増資、疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題・・・など

### 金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等に関する問題・・・など

### その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)の情報・・・など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。(なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください) なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

## ○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

### いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

### どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

## ○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。

## ○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。



## 【2月の主な報道発表】

4日	<a href="#">アクセス</a>	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」の公表について
10日	<a href="#">アクセス</a>	平成20年9月期における不良債権の状況等（ポイント）
	<a href="#">アクセス</a>	「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の追加について
	<a href="#">アクセス</a>	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
12日	<a href="#">アクセス</a>	中小企業向け内部統制報告制度相談・照会窓口の設置について
13日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行及び株式会社親和銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
	<a href="#">アクセス</a>	中小企業金融に関する意見交換会の結果について
	<a href="#">アクセス</a>	平成20年3月期有価証券報告書の重点審査結果について
17日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
20日	<a href="#">アクセス</a>	「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成20年7～9月期・10～12月期）
	<a href="#">アクセス</a>	第11回金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ議事次第
25日	<a href="#">アクセス</a>	「社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について
27日	<a href="#">アクセス</a>	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について
	<a href="#">アクセス</a>	貸金業関係統計資料集の更新について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。